平成２１年（フ）第２０４号
鹿児島県志布志市志布志町志布志333番地　オーシャンヒルズ大原403
債務者　南園　綾美（旧姓上別府）
1　決定年月日時　平成22年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで　鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２１年（フ）第５０５号
沖縄県浦添市経塚１丁目４番８号
債務者　平良　翔太
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第５３３号
沖縄県那覇市松尾１丁目11番３号　比嘉ビル201
債務者　嘉数　由美（旧姓大村）
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第１５５号
秋田県大館市常盤木町18番１号、借入時の住所埼玉県熊谷市村岡399―５　ダイアパレスＲＣ熊谷606号
債務者　本多　　仁
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで　秋田地方裁判所大館支部

平成２２年（フ）第１号
秋田県大館市中道３丁目１番75号、前住所秋田県大館市清水５丁目８番21号
債務者　嵐　美智夫
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで　秋田地方裁判所大館支部

平成２２年（フ）第２号
秋田県大館市中道３丁目１番75号、前住所秋田県大館市清水５丁目８番21号
債務者　嵐　志鶴子
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで　秋田地方裁判所大館支部

平成２１年（フ）第９３号
長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪2245番地１、住民票上の住所長野県上伊那郡南箕輪村6613番地10
債務者　小松　伸一
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで　長野地方裁判所伊那支部

平成２１年（フ）第６６３号
大津市秋葉台23番40号
債務者　保田　千明（旧姓井出）
1　決定年月日時　平成22年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで　大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６７１号
大津市大将軍３丁目13番５号　ロイヤルハイツ新202号
債務者　田中　亮一
1　決定年月日時　平成22年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで　大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１６００号
京都市上京区新町通中立売下る仕丁町329番地
債務者　浦山まゆみ
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１８７５号
京都府久世郡久御山町田井荒見103番地12
債務者　山崎　真宣
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２０９９号
京都市左京区岩倉長谷町1926番地　Ｃｉｅｌ　Ｇａｒｄｅｎ202号室
債務者　西岡　容子
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２２８８号
京都府相楽郡精華町大字祝園小字杉本19番地５
債務者　科野　　修
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２２８９号
京都府相楽郡精華町大字祝園小字杉本19番地５
債務者　科野　道子
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２２９０号
京都府京田辺市河原神谷66番地20―410
債務者　濱塚　聖一
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２４２２号
京都市右京区西院日照町92番地　小笹マンション101
債務者　徳岡　隆史
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１１４７号
兵庫県西宮市今津真砂町１番２―814号
債務者　岩本　昌子
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係